

申告受付会場一覧

市民税・県民税申告又は確定申告の相談、作成補助を希望される方へ

注意

- すべての申告受付会場で土・日及び祝日は除きます(相模原市役所会場での3月1日(日)の休日受付を除く。)。
- 来場の際は公共交通機関をご利用ください。
- 荒天等により、受付期間や時間を予告なく変更する場合があります。

【申告書の提出のみの方：予約不要】

- ◆ご自身で作成した市民税・県民税申告書、確定申告書を提出する場合、オンライン事前予約は必要ありません。

確定申告書を提出される方へ

- ご自宅で必ず申告書等の控えを剥した上で、正本(提出用)のみ持参し、ご提出ください。
- 申告書等の控えに受付印は押しません。
- 未作成及び作成途中である場合の相談、作成補助を希望する場合はオンライン事前予約をしてください。
- 贈与税、相続税の申告書はお預かりできません。相模原税務署へ提出してください。

【申告書の相談、作成補助を希望する方：一部会場にて要予約】

- ◆表中印のついている会場は、必ずオンライン事前予約が必要です。
- ◆確定申告の相談、作成補助については表中印のついている会場のみ受け付けします。
- ◆医療費控除の明細書は、作成に時間がかかるため、ご自宅で作成したものを持参してください。
- ◆確定申告の相談、作成補助は対象・対象外があります。

対象 純所得、総合課税の配当所得、一時所得(いずれも住宅借入金等特別控除の追加をしない申告)

対象外 総合譲渡所得(短期・長期)、不動産所得、事業所得(営業・農業)、申告分離課税で申告をする所得(土地、建物及び株式等の譲渡所得・上場株式等の配当所得・先物取引所得・山林所得・退職所得)、住宅借入金等特別控除の追加をする申告及び準確定申告(出国・死亡)。

また、その他雑所得等で複雑な相談がある・有利不利の判定に関して相談がある・既に税理士が関わっている等の場合は、税務署や税理士にご相談ください。

中央区

会場	日時等
相模原市役所 会議室棟1階 第1会議室 (中央区中央2-11-15)	2/16(月)～ 3/16(月) 午前9時～ 午後4時
休日受付 相模原市役所 市民税課 第2別館 1階 (中央区中央2-11-15)	3/1(日) 午前9時30分～11時30分、 午後1時～4時 ※受付時間外は入場不可

※相模原市役所では市民税・県民税申告のみ受け付けします。
※3/1(日)は電話でのご相談・お問い合わせに対応できません。

緑区

会場	日時等
確要予約 津久井総合事務所 3階 第1会議室 (緑区中野633)	2/25(水)～ 2/27(金) 午前9時30分～11時30分、 午後1時～4時
確要予約 相模湖総合事務所 1階 A・B会議室 (緑区と瀬896)	3/3(火) 午前10時～11時30分、 午後1時～4時
確要予約 藤野総合事務所 4階 大会議室 (緑区小渕2000)	3/6(金) 午前10時～11時30分、 午後1時～4時
確要予約 城山総合事務所 本館2階 B会議室 (緑区久保沢1-3-1)	3/10(火)・ 3/11(水) 午前9時30分～11時30分、 午後1時～4時
緑区合同庁舎 5階 会議室5-1 (緑区西橋本5-3-21)	2/16(月)～ 3/16(月) 午前9時～午後4時 ※作成済の確定申告書の提出可(相談、作成補助は不可)

※確定申告書類の配布はしていません。国税庁ホームページよりダウンロードしてください。

各申告受付会場に関することは、市民税課(042-769-8221)へお問い合わせください。各会場に直接問い合わせることはお控えください。

令和9年2月からの申告時期より確定申告は市の会場で受け付けいたしません。便利なスマホ申告や税務署をご利用ください。

オンライン事前予約方法

申告の相談や作成補助を受ける人が対象。提出のみの人は予約不要です。

- 確定申告を取り扱う会場の開設期間が縮小されています。表紙にある相模原税務署の確定申告会場をご利用ください。
- 予約枠が上限に達している場合には受付期間内であっても予約ができません。
- 往復はがきや市民税課及び各申告受付会場の電話や窓口での予約申し込みは受け付けておりません。

- 注意事項
- 予約は先着順です。
 - 市民税・県民税申告は郵送又は電子申告をご利用ください。
 - 確定申告は便利なスマホ申告をご利用ください。(表紙の「相模原税務署で確定申告される方へ」を参照)

受付期間: 2月5日午前8時30分～希望日前日
(土・日、祝日を除く)の午後1時

※メンテナンス時間帯(不定期)を除く
※詳細は、相模原市ホームページの予約専用ページをご確認ください。



予約専用ページ二段階コード
相模原市 事前予約 検索



- 事前予約は1人1枠です。重複して予約することはできません。予約の重複が判明した場合は予約を取消すことがあります。ご夫婦など家族で申告の作成補助を希望する場合は、1人ずつ予約をしてください。

令和8年度(令和7年分)

市民税・県民税申告のお知らせ

申告のポイント

- ◆「市民税・県民税申告は市役所」、「確定申告は税務署」へ ※確定申告する方は、市民税・県民税申告は不要です。
- ◆申告は、「令和8年3月16日(月)」まで ※期限後の申告は、各種行政サービスの利用に影響があります。
- ◆市民税・県民税申告は、「郵送」を推奨しています。 ※感染症拡大防止、窓口混雑緩和のため、ご協力ください。

よくある質問

Q 昨年の収入がなくても申告しますか?

A 市民税・県民税申告をしてください。

未申告の場合、以下のような行政サービスの利用に影響があります。

- 非課税証明書が取得できない
- 国民健康保険税等が高くなる場合があるなど

※市内在住の親族の税法上の扶養になる場合は申告不要です。

Q 確定申告について、市に相談してもよいですか?

A 税務署にご相談ください。

市では市民税・県民税申告に関するお問合せのみお答えできます。

なお、各申告受付会場では条件により一部確定申告の作成補助をすることが出来ます(要オンライン事前予約)。

詳細は「申告受付会場一覧」をご確認ください。



相模原市 申告書 検索

医療費控除の明細書や記入例は相模原市ホームページから
ダウンロード・確認できます。

お持ちいただきたいもの

①マイナンバーカード

- ※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください
- 運転免許証や公的医療保険の被保険者証(又は資格確認書)等の身元確認書類
- 通知カードやマイナンバーの記載がある住民票の写し等のマイナンバーが分かる書類

②マイナンバーカード発行時に、ご自身で設定した次のパスワード

- 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
- 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)

③スマートフォンまたはタブレット

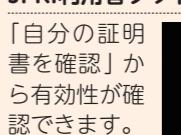
④源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れや失効にご注意ください!

JPKI利用者ソフトでご確認を!

JPKI利用者ソフト

iPhone Android



アプリはこちらから

相模原税務署で確定申告をされる方へ

開設期間

2月16日(月)～3月16日(月)

(土・日及び祝日を除きます。)

※ただし、3月1日の日曜日は開場します。

時間

【受付】午前8時30分～午後4時まで

【相談】午前9時～午後5時まで

※なお、2月2日(月)～3月16日(月)までの間、税務署の駐車場は使用できません。

確定申告会場への入場方法

オンライン事前予約

確定申告会場への入場にはオンライン事前予約が必要です。

- 当日、確定申告会場でも入場整理券を配付しておりますが、長時間お待ちいただく場合があります。2月13日以前は当日入場整理券の配付はありません。
- 入場整理券の配付が終了次第、事前予約の方以外の受付を締め切ります。
- 申告書等の提出のみの場合は、事前予約不要です。

オンライン事前予約はLINEから!

LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」して予約してください。



友だち追加はこちらから

自宅から楽々確定申告!

簡単・便利なスマートフォン申告は
こちらから!



確定申告書等作成コーナー

相模原税務署 〒252-5211 相模原市中央区富士見6-4-14 電話番号: 042-756-8211

※お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。